

鳥羽市水道事業が発注する

## 水道管布設工事における配水管技能者の雇用と配置の Q&A

**Q1**：鳥羽市水道課が発注する水道管布設工事に配置が必要な配水管技能者にはどのような資格が必要ですか？

**A1**：耐震管(NS 形配管等の耐震継手)工事の入札参加要件として、(社)日本水道協会への配水管技能者登録(一般登録)をした技能者が必要です。

また、大口径管(口径 500 mm以上の耐震型継手等(NS 形管等))工事の入札参加要件として、(社)日本水道協会へ配水管技能者登録(大口径登録)をした配水管技能者が必要です。

また、水道配水管ポリエチレン管の配水管工事においては、配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)の水道配水用ポリエチレン配管施行講習受講証を所有する配水管技能者が必要です。

**Q2**：配水管技能者の資格はどのようにすれば取得できるのですか？

**A2**：原則としては配水管工技能講習を受講し、登録する必要があります。詳細は(社)日本水道協会及び POLITEC のホームページを参照してください。

(社)日本水道協会 <http://www.jwwa.or.jp/haikan/>

配水用ポリエチレンパイプシステム協会 <http://www.politec.gr.jp/>

**Q3**：導水管及び送水管の布設工事にも配水管技能者は必要ですか？

**A3**：導水管及び送水管の布設工事にも配水管技能者は必要です。

**Q4**：水道管布設工事の入札に参加するには、配置する配水管技能者を直接雇う必要がありますか？

A4：入札参加を希望する水道管布設工事の種類毎にそれぞれに必要な配水管技能者を元請負者が直接雇用していなければ入札に参加する事は出来ません。

Q5：配水管技能者の雇用と配置について、実施予定はいつからですか？

A5：平成27年度発注工事から配水管技能者の配置を義務付けます。

Q6：配水管技能者の現場代理人や主任技術者等との兼任は認められますか？

A6：現場代理人については、当初契約金額が500万未満の工事においては2件の兼務が認められていますが、作業時にそれぞれの現場に立ち会える事を要件として兼務は可能とします。

主任技術者においても兼務は可能としますが、監理技術者及び専任の主任技術者は請負工事期間中、他の工事現場の配水管技能者との重複は認められませんので注意して下さい。

Q7：配水管技能者は、他の工事現場と重複して配置する事は可能ですか？

A7：配水管技能者は原則として、他の工事現場と重複して配置する事は出来ませんが、つぎのいずれかの場合には他の工事現場と重複して配置出来ます。

- ① 発注工事設計時の諸経費調整の対象になる隣接工事の場合
- ② 契約工期が重複していても、配管工事の施工が重複しない場合
- ③ 配管現場の施工管理上支障が無いと認められる場合

※なお、現場代理人と主任技術者と兼任している場合はA6に注意して下さい。

Q8：入札の際に資格証等を提示する必要が有りますか？

A8：条件付き一般競争入札に参加する要件として各資格を求める場合は、入札書に同封する書類として、「耐震継手技能者であることを証する書類」、あるいは「水道配水用ポリエチレン配管講習受講証」の写しを提出することとします。これらの書類が添付されていない場合には書類不備による入札失格となりますので、ご注意ください。